

財源確保に関する論点
(公的関与の対象とするかどうか)

区分	国税措置	論点
ア. 条件不利人工林 (民間私有林)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税で財源が不足する場合※、新たな財源を確保すべきかどうか ※国税の対象と重複するため、不足分について明確な説明が必要
イ. 広葉樹林 (里山、ブナ林等)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな財源を確保すべきかどうか
ウ. 集落管理人工林	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな財源を確保すべきかどうか
エ. 条件不利人工林 (公有林等)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村等が通常予算で管理しているが、 経営に適さない森林については、新たな財源を確保すべきかどうか

<国税措置>

- ・ ○：国税の使途の対象。
- ・ ×：原則、国税の使途の対象外※。国税で財源が確保されているとはいえない。

※森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度における国に検討経緯から、上記のとおり整理。